

[標準様式例 4-3]

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	船川港本港地区岸壁機能強化検討業務
業 務 概 要	本業務は、建設後50年以上が経過している船川港本港地区岸壁(-10m)について、供用しながらの耐震化を図る構造検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 仙台港湾空港技術調査事務所長 似内 敏行 国土交通省東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20
契 約 年 月 日	令和7年8月6日
契 約 業 者 名	船川港本港地区岸壁機能強化検討業務 日本港湾コンサルタント・沿岸技術研究センター設計共同体 代表者 株式会社日本港湾コンサルタント 東京支店 支店長 久保田 崇仁
契 約 業 者 の 住 所	東京都品川区大崎一丁目11番2号
契 約 金 額	28,600,000 円(税込)
予 定 価 格	28,644,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和7年8月6日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月19日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

令和7年度

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 の 名 称 船川港本港地区岸壁機能強化検討業務
2. 契 約 業 者 名 船川港本港地区岸壁機能強化検討業務
日本港湾コンサルタント・沿岸技術研究センター
設計共同体

3. 随意契約理由

本業務は、建設後 50 年以上が経過している船川港本港地区岸壁(-10m)について、供用しながらの耐震化を図る構造検討を行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、船川港本港地区岸壁機能強化検討業務 日本港湾コンサルタント・沿岸技術研究センター設計共同体を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、船川港本港地区岸壁機能強化検討業務 日本港湾コンサルタント・沿岸技術研究センター設計共同体と随意契約を行うものである。